

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成23年滋賀県条例第49号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 建設業法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。

第3条第11号および第4条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成23年滋賀県条例第49号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建設業法施行令の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第3条および第4条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 106 号

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の
一部を改正する条例

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成
23 年滋賀県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 11 号および第 4 条第 8 号中「第 34 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例新旧対照表

旧	新
第1条・第2条 省略 (技術上の監督業務を行う者の資格) 第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) 省略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第34条第1項</u>および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) 省略 (8) 建設業法施行令 <u>第34条第1項</u>および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 付則 省略	第1条・第2条 省略 (技術上の監督業務を行う者の資格) 第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(10) 省略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第37条第1項</u>および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(7) 省略 (8) 建設業法施行令 <u>第37条第1項</u>および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。 付則 省略